

一般社団法人日本睡眠学会
評議員選任に関する施行細則

第1章 評議員の被選任条件

第1条 評議員立候補者となるためには選任の時点で以下の各号の資格を満たさなくてはならない。

1. 立候補の時点で本法人正会員であること。
2. 会費を完納していること。
3. 選出年度の3月31日現在、満65歳以下の者とする。
4. 臨床検査技師は本学会認定検査技師の資格を有する者とする。
5. 第5条に定める被選任のための所定の書類を提出していること。

第2章 評議員推薦委員会

第2条 理事会は別に定める細則により評議員推薦委員会委員長並びに委員（以下、推薦委員長並びに推薦委員と略記）を選出し、評議員推薦委員会を組織する。

第3章 評議員の定数

第3条 評議員の定数は200名を超えないものとする。

第4章 評議員被選任のための申請条件

第4条 評議員被選任者は、評議員から推薦のあった候補者（以下、他薦者）および自薦の候補者（以下、自薦者）により構成される。

第5条 他薦者および自薦者は、本法人ホームページ上に掲示される所定の期日までに、以下の各号に定める書類を評議員推薦委員会に提出しなければならない。

1. 他薦者は、推薦者である評議員の推薦書および他薦者用申請書を提出する。
2. 自薦者は、自薦者用申請書を提出する。

第6条 評議員被選任者の活動および業績基準は以下の各号に定める。

1. 他薦者
 - 1) 1年以上の正会員歴があること。
 - 2) 十分な研究活動歴および研究業績を有するものとする。

2. 自薦者

- 1) 5年以上の正会員歴があること。
- 2) 臨床（臨床医学・歯学・薬学・検査学・看護学）を専門分野とする候補者は、ピアレビューのある雑誌に睡眠医歯学および睡眠と関連する薬学・検査学・看護学に関する筆頭著者論文があること。
- 3) 臨床以外を専門分野とする候補者は、ピアレビューのある外国語雑誌に睡眠科学に広く関連すると考えられる筆頭著者論文があること。

第5章 評議員の被再任条件

第7条 再任年度の3月31日現在、満65歳以下の者とする。

第8条 評議員は正当な理由（事前に事務局に欠席の理由を文書あるいは電子メール等で提出）なく3回連続して評議員会（社員総会）を欠席した場合、再任されない。

第9条 本法人のいずれか委員会の委員として活動する責任を有するが、その活動実績が4年間連続して認められない場合、再任されない。

第6章 施行細則の変更

第10条 この施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附則

この細則は、平成27年3月7日から施行する。

この細則は、平成29年3月4日から施行する。